

会 議 記 録					
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会			会議場所	第3委員会室
				担当職員	藤村
日 時	平成25年8月26日(月)		開 議	午前	10 時 00分
			閉 議	午前	11 時 10分
出席委員	吉田 田中 並河 山本 中村 西村 石野 堤 <木曾議長>				
執行機関出席者	辻田教育部長、川勝教育部次長、河原教育総務課長、松山学校教育課長、樋口社会教育課長				
事務局	今西議会事務局長、藤村事務局次長				
傍聴	可・否	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名	その他(他市議員) 1名

会 議 の 概 要

1 吉田委員長 あいさつ 開議

2 事務局日程説明

3 事件

10:04～

行政報告

教育部長 あいさつ

(1)「若木の家」について

学校教育課長説明 資料別添

<質疑>

<並河委員>

現在の使用料無料から1時間100円の有料になるが、減免制度はなくなるのか。

<学校教育課長>

亀岡市立学校施設使用条例の減免制度に沿って減免していく。

<西村委員>

法令を無視して条例を上程したことについて、真摯に反省されたい。類似の形態の七谷川野外活動センターは法に抵触しないのか。

<社会教育課長>

七谷川野外活動センターのツリーハウスは旅館業法に抵触する。19年が経過し老朽化しているので、宿泊をしない形で整理をしたいと考えている。改めて条例改正等含めて協議させていただきたい。

<西村委員>

2,3日前にもキャンプ場でカセットボンベの爆発事故が起こり、火傷をされるということがあった。法令違反をしている中で、仮にこのような事故が起これば重大な問題になる。早急に整理されたい。

<堤委員>

若木の家をどうしていこうとしているのか。七谷川野外活動センターも含めて、老

朽化し今後のことを考えようとするなら、社会教育施設の総合性、整合性を図り根本的な整理が必要と思うが、社会教育施設の在り方についてどう考えるのか。

< 教育部長 >

若木の家を社会教育施設に変更する条例案については整理が十分でなく深く反省している。原点に戻り 学校教育施設の使用を基本として社会教育施設としての使用も認めていく考えで、学校施設使用条例に組み入れ有効活用を図っていく考えである。社会教育の宿泊はなしとした。照会したところ七谷川野外活動センターのツリーハウスも旅館業法の届け出が必要な施設との返答があった。老朽化しているので申請はせず、今年度はテントを整備する予定である。条例上のことは整理していく。

< 吉田委員長 >

堤委員は全体的に社会教育施設の在り方に付いての考えを問われたが全体的な考えはどうか。

< 教育部長 >

社会教育施設はスポーツ施設も含めて幅広いが、多くの方に利用していただくのが本来の在り方だと考えており、そのために整備し、利用促進を図っていきたい。その中で費用対効果は考えていかなければならない。

< 堤委員 >

七谷川野外活動センター、若木の家、国際センター等トータル的に市全体の施設の管理、コスト、使用サービス等について考えていかなければいけない。大きな見解を持たなければならないと思うが部長見解はどうか。

< 教育部長 >

国際センターについては答える立場にないが、若木の家、七谷川野外活動センターは教育委員会の所管施設である。若木の家は元々学校教育施設であるが利用が減ってきて社会教育団体の利用が多くなってきた。施設自体、今廃止するにはもったいない施設であると教育委員会では思っている。現実、多くの利用者がいることも勘案しながら維持管理していきたいと考えている。

< 堤委員 >

将来展望を持って、全体の行政コスト等考えてもらいたい。

< 中村委員 >

当初予算に計上されているバリアフリー工事はどうするのか。

< 学校教育課長 >

説明させていただいた今後の方向性が御理解いただけたならば、今年度にバリアフリー工事は実施したいと考えている。

< 中村委員 >

当初予算どおり、工事は実施するということが。

< 学校教育課長 >

バリアフリーについては研修施設のトイレを多目的にする、手すりを設置する内容だが、その整備ができた段階で開放していきたい。

< 石野委員 >

ボーイスカウトが例年どおり、9月と12月に利用を計画して申請したが使えないということで断られた。常時使用している団体についてはもっと事前周知をするべき。苦情を聞いている。社会教育団体が宿泊できないことは確定か。

< 学校教育課長 >

方向性が出ていなかったのが宿泊について断っていた状況である。利用者には8月にアンケートで意見を聞き、文書にて検討中であることを伝えた。遅くなっている申

し訳なかった。

< 田中副委員長 >

使用料 100 円 / 1 時間当たりというのは 1 人当たりか、1 団体当たりか。

< 学校教育課長 >

1 団体当たりである。

< 吉田委員長 >

当初提案の条例案で宿泊だけ抜くということは出来なかったのか。学校施設使用条例にした理由は。

改修工事費を計上した理由は条例改正と対であったのではないか。整合性は。使用料の見込みは管理費の 3 % 程度とあるが、どういう基準で受益者負担の適正化が図れると考えているのか。

< 学校教育課長 >

社会教育施設にすると都市計画法、建築基準法等の用途変更が必要になり、それに伴った施設整備への改修が必要になる。改修経費、法的手続き面からデメリットがあり社会教育施設としなかった。

今の現状の施設を改修することで工事費を予算計上していた。

学校施設使用条例に基づき、他の施設の使用料から勘案した。若木の家は約 700 m² あるが、体育館が約 700 m² で 100 円 / 1 時間となっているので、同様に設定した。できるだけ多くの人に利用いただくための設定としている。

< 吉田委員長 >

条例案を取り下げる理由は旅館業法、消防法に抵触するおそれがあるためであった。他の用途変更とかの話はなかったが、その整合性は。

なぜ、条例案で挙げていた使用料と同じにしなかったのか。当初の設定金額にすべきではないかと思うがどうか。

< 教育部長 >

使用料は条例案でも 100 円 / 1 時間当たりだった。宿泊料が 1,000 円だった。社会教育施設を児童生徒が使用する場合の減免率は 2 割で、学校施設を児童生徒が使う場合は全額減免となっている。減免率が大きいのでこうなった。旅館業法として申請するには建築基準法上「旅館」として用途変更が必要であり、様々な改修をしなければ用途変更できないことがわかり、撤回をさせていただいた。

< 吉田委員長 >

宿泊しないのなら旅館業法の申請はいらないのではないか。

< 教育部長 >

今は学校教育施設として申請して建築確認を受けている。社会教育施設にすると「集会所」等への用途変更が要り、建築基準法で全てのトイレをバリアフリーしなければならない等が起こってくる。社会教育施設にするには一から用途変更が必要になってくる。

< 吉田委員長 >

宿泊の有無にかかわらず、社会教育施設にすると、種々問題があったということになる。

~ 10 : 35

10 : 35 分 ~

(2) いじめ調査について

< 質疑 >

< 山本委員 >

ソーシャルスクールカウンセラー等の体制はどうなっているのか。

< 教育部次長 >

学校の教師以外のサポートについて、8つの中学校にスクールカウンセラーを配置している。そのブロック内の小学校も対応している。教師だけでは100%いじめを把握するのは難しい場合があるので特別支援員、学力に係る非常勤等含めて、関係機関とも連携し取り組んでいる。

< 山本委員 >

そのカウンセラーは何時間対応か。

< 教育部次長 >

週1回で8時間。その曜日で保護者面談が合わないときは府の特別措置で時間をずらしたりしている。

< 山本委員 >

児童生徒はスクールカウンセラーの存在を認知しているか。どのように知らせているのか。

< 教育部次長 >

まずは年度当初に学校だよりで保護者に知らせている。HPにも掲載し知らせている。それから各学年各学級ごとに学期ごとにスクールカウンセラーの連絡先、対応内容等いじめに関わらず個別に対応している。

< 山本委員 >

利用状況はどうか。

< 教育部次長 >

かなり相談件数は多い。

< 並河委員 >

調査対象は全ての児童生徒だが、全員にアンケートを採って、その中で問題があるものは個別に聞き取るのか。

< 教育部次長 >

かなり細かい項目を提示する。一番多い、「言葉でいやなことを言われた」から「身体的な暴力を受けた」までかなりの項目になっている。1つでも発信した子には個別に聞き取りしている。

< 木曾議長 >

先日、文科省と警察庁との間で大津のいじめ以降警察の介入も含めて積極的な連携方針が出されたようだが、本市の考え方はどうか。

< 教育部次長 >

今言われた警察との連携は具体的なものとして最新のことである。本市においてはいじめに関わるもの、生徒指導上のものも含めて亀岡警察とはかなり高いレベルで連携している。個人名も可能な範囲で挙げて連携している。警察権力を持って家庭内に入らないと教師では入れない状況もあるので教育委員会としては前向きにとらえている。

< 吉田委員長 >

2学期からが発生件数が多くなるということだが、その時期にアンケートを採る考えは。

< 教育部次長 >

昨年度は試行であったが、今年度は年に最低2回実施する。1学期と2学期に実施し、状況を見て3学期実施するかどうかは検討する。

~ 10 : 51

10 : 51 ~

(3) 元旦ロードレースについて

社会教育課長 説明

資料別添

< 質疑 >

< 西村委員 >

大変よく考えられている。これまでの議会、議員からの提案等も取り入れており、コンセプトもよくできている。このスケジュールで進めてほしい。コースは警察との協議は済んでいるのか。議会としてできることがあれば協力したいと思っている。

< 社会教育課長 >

事前に亀岡警察署と協議し、一定の了解を得ている。う回路確保、安全確保面での警備員配置等の具体的なことは課題として残っているが逐次詰めていきたいと考えている。

< 堤委員 >

コンセプトが「活力あるまちづくり」であれば、例えば準備委員会に湯の花温泉組合、保津川下り関係者等にも入ってもらい、賞品に宿泊券、割引券の提供等してもらえるような検討もするのか。

せっかくなので行きか帰りのコースに湯の花温泉街を入れてはどうか。

< 社会教育課長 >

いろいろな団体に入っていていただいて大会を盛り上げていく趣向を考えていきたい。例えば子ども太鼓がコース沿道で演奏する中を走るとかも考えている。

検討の余地はあるが、かなり高低差があり少し厳しいかとは思っている。湯の花温泉宿泊者にも応援頂けるよう検討していきたい。

< 石野委員 >

平成27年の11月29日に予定されており、季節的にいい時期だと思うが、1週間前は丹波高原ロードレースがあり、11月3日は福知山マラソンがある。そのあたりはどうか。

< 社会教育課長 >

多くの大会が開催される時期で、陸協役員も競技役員として従事される。唯一、11月29日、12月6日ならばなんとか他と重ならない。多くの参加があるよう、陸協役員等に負担がかからないよう選んだ。御理解賜りたい。

< 並河委員 >

参加対象は全国か。

< 社会教育課長 >

全国に向けて発信したい。ハーフマラソン、10km、5kmも合わせて開催し、市民の様々な世代の方も参加できる大会になるよう考えている。

~ 11 : 09

(教育部 退室)

< 吉田委員長 >

その他、何もなければ、これで総務文教常任委員会を閉議する。

11:10 閉議